

今年も固定資産の評価替の年です。まず土地については従来の評価額に(田畑)については一・〇五倍、(山林、原野)は一・一〇倍、宅地は一・五四倍、一・七七倍です。尚課税標準額も昭和五十一年度課税からは評価額課税(住宅用地は評価額の二分の一)になります。家屋については十年ぶりの評

一、土地 十五万円(現行八万円)  
一、家屋 八万円(現行五万円)  
一、償却資産百万円(現行三〇万円)

本年度の固定資産税第一期分の納期は地方税法の一部改正関係で五月三十一日になります。

国民健康保険税第一期  
軽自動車税全期  
納期はそれぞれ五月一日です。今月も次のとおり集合徴収を行いますので御利用下さい。  
四月二十七日(金)午前九時～午後四時まで

# 税金のしおり

## 固定資産の評価替のお知らせ



### 今月の納税

評価替であり旧基準と新基準を比較すると木造家屋については一・六倍、一・八倍、非木造家屋については一・四三倍となりますが町では従来の家屋との均衡を図るため負担調整率をもうけて三年計画で評価額課税を致します。

税法の改正により各免税点(課税標準額)も次の様に変る予定です。

- 日吉 光農協日吉支所
- 南条 光農協南条支所
- 白浜 白浜公民館



### 第28回大会

## 若潮国体を成功させよう

夏季大会 昭和48年9月9日(日)～12日(水)  
秋季大会 昭和48年10月14日(日)～19日(金)

### 自動車排出ガス規制強化について

自動車排出ガスによる大気汚染防止のため運輸省は本年1月8日に道路運送車両の保安基準(運輸省令)を改正し本年5月1日から規制の強化が行なわれることになりました。これは法令に基づき義務付けられたものであるため、公害防止の見地から皆様のご協力をお願いします。

#### ●排出ガス対策の時期と方法

今回の排出ガス規制は、まず点火時期の調整を実施し、続いて運輸大臣の定める期限までに排出ガス減少装置の取付を行なわなければなりません。

方法	期限	対象自動車
点火時期調整	48.4.30まで	ガソリン又はLPGを燃料とする普通、小型、軽自動車
排出ガス減少装置の取付	排気量、地域により下表に定める期限	ガソリン又はLPGを燃料とする普通、小型自動車

#### ●自動車排出ガス減少装置取付期限

排気量	1800ccをこえるもの	1600～1800cc	1000～1600cc	1000cc以下	その他の自動車
千葉、茨城、栃木、群馬、埼玉	48.8.31まで	48.11.30まで	49.3.31まで	50.3.31まで	49.12.31まで
その他の地域	49.12.31まで	50.3.31まで	50.3.31まで		50.3.31まで

#### ●対策済ステッカーの表示

対策を実施した自動車には、定められたステッカーを助手席側のサイドガラスに車室内より貼付しなければなりません。なお、表示をしていない自動車は法令違反(5月1日から)になりますからご注意ください。

#### ●お問い合わせは

●千葉県陸運事務所整備課 電話 0472-42-7337

### 〔農家の皆さんへ〕

〔農業者年金への加入のすすめ〕

農業者年金制度ができてからすでに二年がすぎました。この間全国で約一〇〇万人の人々がこの制度に加入しました。ご承知のようにこの制度は農業者の方々や農業委員会、農業協同組合など農業関係者の強い要望によりつくられた制度ですが、国民年金に加入している五十アル以上の農業経

営者は全て加入しなければならぬことになっており特に大正五年、六年生れの方は速やかに資格取得届を提出していただきませんと近く期限切れとなり折角加入資格があり乍ら将来年金を受ける事ができなくなります。あなたの今後の幸せのため一日も早く農業者年金への加入をおすすめいたします。詳細については農業委員会へおたづね下さい。(有線二〇七〇一)

## たばこは町内で買いました

### ※新規採用

- 一月一日付け
  - 広瀬潤一郎 産業課
- 二月一日付け
  - 大木美枝子 税務課
- 四月一日付け
  - 権名 孝一 税務課
  - 伊藤 定幸 住民課
  - 磯部 富雄 建設課
  - 戸村 文雄 厚生課
  - 布施 弥生 総務課
  - 宇井かつ江 農業委員会事務局
  - 渡辺 梅吉 食肉センター
  - 大木 喜逸 食肉センター
  - 小林 清繁 建設課
  - 鈴木 正一 建設課
  - 鈴木 茂代 八匠教委
  - 大木のぶ子 八匠教委

### 今月の行事予定

- 十四日 町長選挙告示
- 十七日 納税組合長会議
- 十八日 行政相談日
- 二十一日 町長選挙投票日
- 二十三日 民生委員会
- 一〇〇〇(役場)